



The
Building
Center
of
Japan

BR防-502-06
平成12年6月1日制定
平成19年5月1日改訂
平成23年4月1日改訂
平成23年7月21日改訂
平成23年11月7日改訂
平成24年4月1日改訂

防災機器等性能評価申請要領



一般財団法人**日本建築センター**
The Building Center of Japan

評定部 設備防災課

目 次

§ 1 . 性能評価の対象	p 1
§ 2 . 性能評価に関する手順のフロー	p 2
§ 3 . 性能評価に要する費用	p 4
§ 4 . 性能評価の業務期日の延期及び取り下げ	p 4
§ 5 . 問い合わせ	p 4

資料

資料 - 1) 性能評価申請書について	p 5
資料 - 2) 性能評価用提出図書作成要領	p 7
資料 - 3) 委員会におけるヒアリングの留意事項	p 1 4
資料 - 4) 委員会・部会訂正資料、委員会報告資料 作成要領	p 1 5
資料 - 5) 最終版作成要領	p 1 6

様式

様式 - 1 評価申請概要書	p 1 7
様式 - 2 指摘事項回答書	p 1 8
様式 - 3 性能評価手数料	p 2 0
様式 - 4 業務期日延期依頼書	p 2 1
様式 - 5 取り下げ届	p 2 2

当財団が行う防災機器等の性能評価は、建築基準法令に基づき建築物に設けられる防災機器等について、所定の性能を有するか技術評価を行うものです。

この技術評価を行うため、当財団に学識経験者により構成される「防災機器性能審査委員会」(以下「委員会」という。)を設置しています。

なお、性能評価申請にあたっては、この申請要領に従って十分御検討のうえ、該当項目に関する資料を提出下さい。

§ 1 . 性能評価の対象

当委員会で性能評価の対象とするものは、下記のとおりです。

建築基準法施行令（以下「令」という）第20条の2第1号ニ及び令第20条の3第2項第1号ロに規定する国土交通大臣認定を必要とする換気設備

令第112条第14項第1号、令第129条の13の2第3号又は令第136条の2第1号の規定による国土交通大臣認定を必要とする防火設備

令第112条第14項第2号、令第126条の2第2項又は令第145条第1項第2号の規定による国土交通大臣認定を必要とする防火設備

令第112条16項の規定による国土交通大臣認定を必要とする防火設備

令第115条第1項第3号ロに規定する国土交通大臣認定を必要とする建築物に設ける煙突

令第126条の5第2号に規定する国土交通大臣認定を必要とする非常用の照明装置

令第129条の2の7第3号に規定する国土交通大臣認定を必要とする冷却塔設備

令第129条の15第1号に規定する国土交通大臣認定を必要とする避雷設備

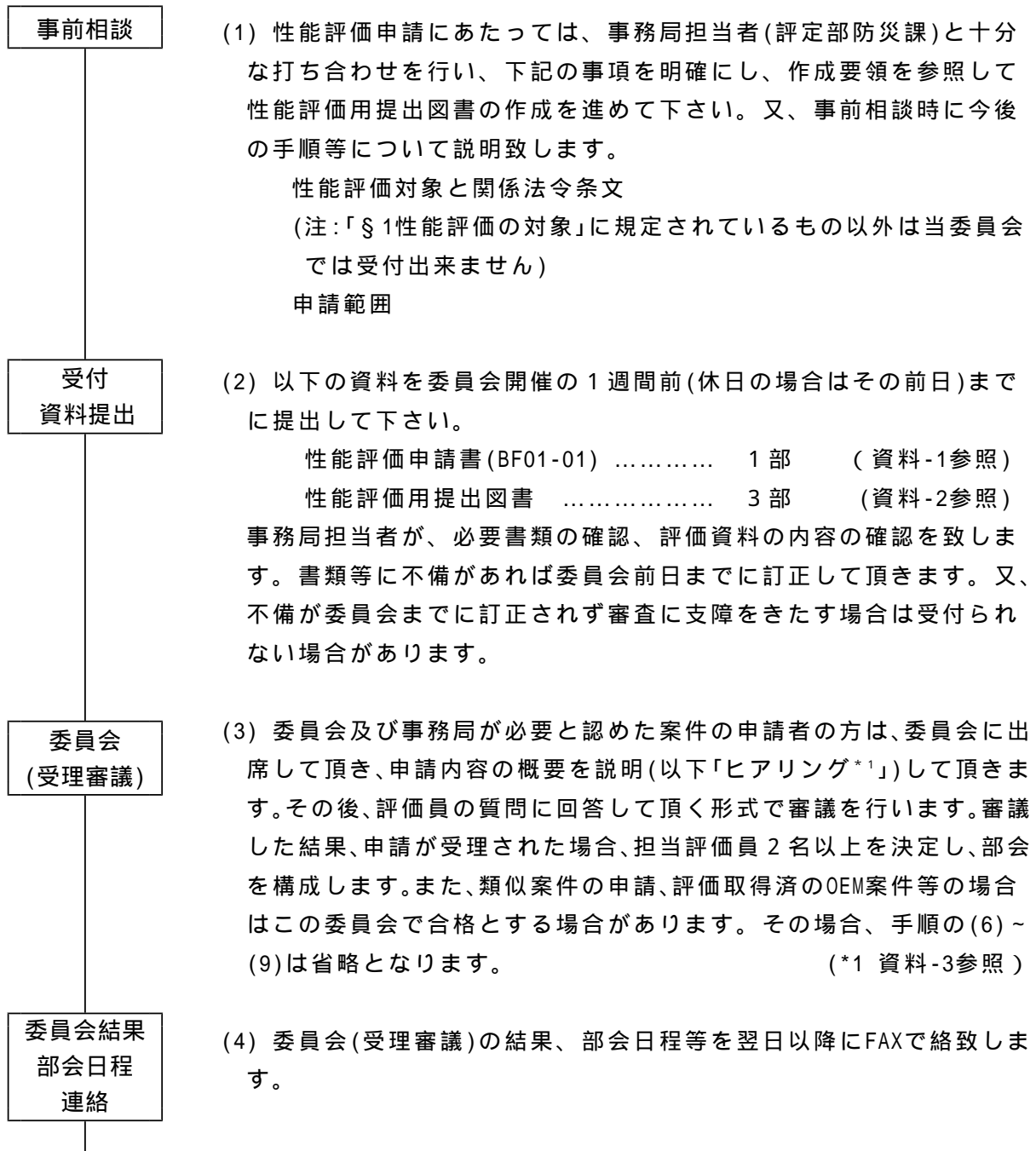
§ 2 . 性能評価に関する手続きのフロー

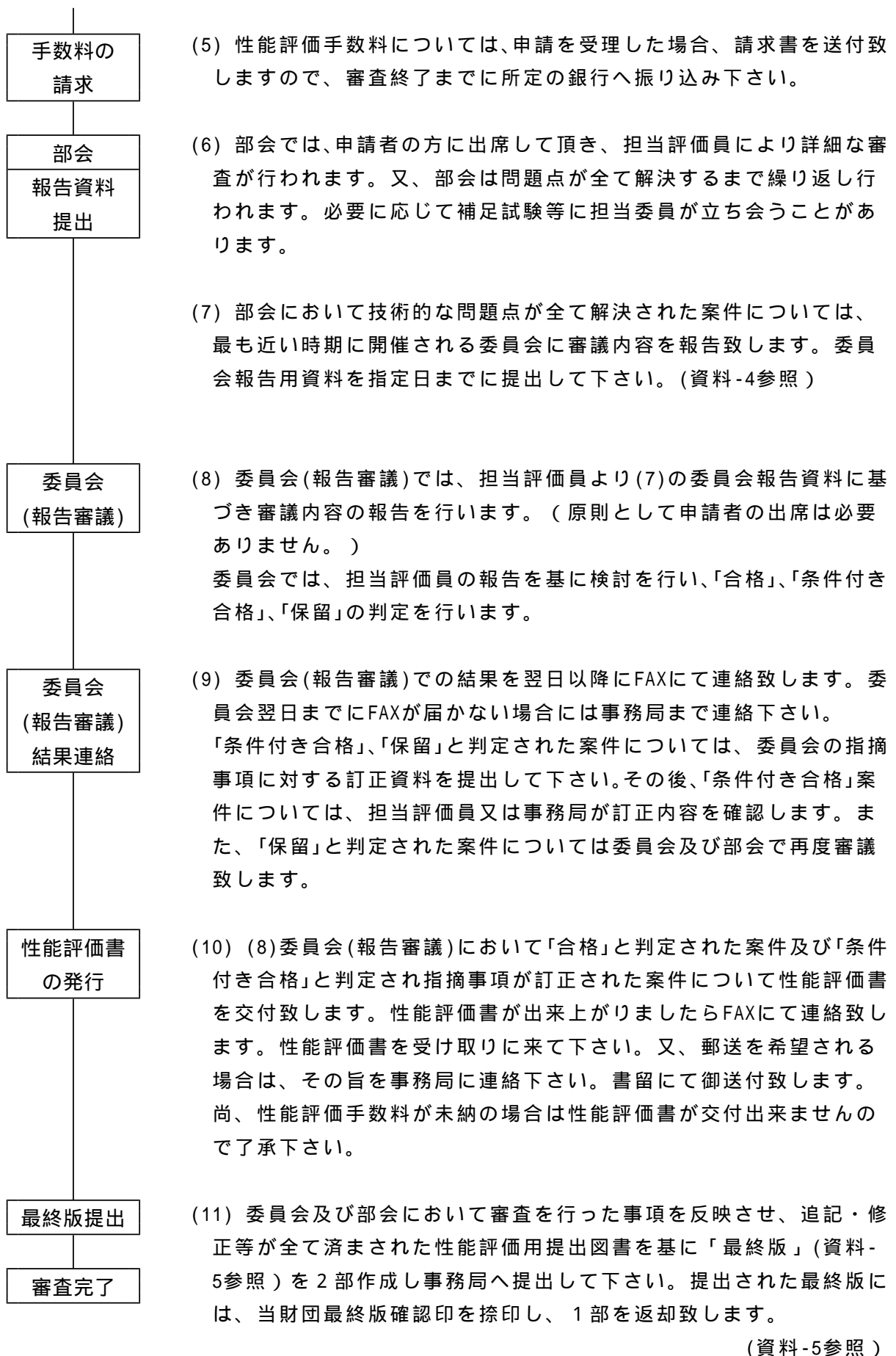
申請から、性能評価完了までの手続きのフローは以下のとおりです。
また、申請にあたっては、本要領の他に以下の文書を参考にして下さい。

認定等業務のご案内 (BHR-500)

性能評価業務規定 (BR-01)

性能評価業務約款 (BR-501)





(12) その他（性能評価の打ち切り）

委員会及び部会における審査の段階で、性能評価基準に適合していると判断することが困難で、かつ業務期日までに審査を終了する見込みがない場合は、審査作業を打ち切り、性能評価をしない旨の通知書を発行致します。この場合、納入された性能評価手数料は、原則として返却出来ませんので注意下さい。

§ 3 . 性能評価に要する費用

性能評価にあたっては、別紙に定める「手数料一覧表（BR-511）」に掲げる額が必要となります。請求は、委員会受理後、請求書を送付致しますので、所定の金融機関に振込み下さい。入金が確認されない場合は、性能評価書の発行が出来ませんので注意下さい。（様式-3参照）

§ 4 . 性能評価の業務期日の延期及び取り下げ

申請者側の都合により業務期日の延期の希望がある場合は延期する期日、延期の理由を記した「業務期日延期依頼書(BF50-07)」を提出して下さい。（様式-4参照）

また、申請者側の都合により審査の途中で申請の取り下げを希望する場合は「取り下げ届(BF01-06)」を提出して下さい。（様式-5参照）

§ 5 . 問い合わせ

本要領、防災機器性能審査委員会開催日等に関する問い合わせは、以下までお願い致します。

（評定委員会の開催日程等の情報は、インターネットホームページ上でも公開しております。）

一般財団法人 日本建築センター 評定部設備防災課

〒101-8986 東京都千代田区神田錦町1-9 東京天理ビル3F

Tel : 03-5283-0466

fax : 03-5281-2823

インターネットホームページアドレス <http://www.bcj.or.jp/>

委員会開催日への直リンク <http://www.bcj.or.jp/src/iinkai.html>

